

【貨物】行政処分状況（令和7年12月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年12月19日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社浦西開発 代表者石川浩 (法人番号5360002014627) 沖縄県浦添市西原4-36-20
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	有限会社浦西開発運送部 沖縄県西原町小那覇1184-1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	街頭取締りにおいて法令違反が認められたため、令和7年12月5日監査実施。 1件の違反が認められた。 (1)過積載運送の引受け(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第15条第3項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 1点 (当該営業所) 1点

【貨物】行政処分状況（令和7年12月分）

貨物軽自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年12月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	中城郵便局 沖縄県中頭郡中城村当間140-10
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (2)点呼の実施結果の記録に虚偽(不実)記載があった。(安全規則第7条第5項)

貨物軽自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年12月24日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	久米島郵便局 沖縄県久米島町儀間173
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (2)点呼の実施結果の記録に虚偽(不実)記載があった。(安全規則第7条第5項)